ハロートレーニング
急がば学べ

令和８年４月以降開始コース用

求職者支援訓練
認定職業訓練実施奨励金
支給申請書作成のご案内

鹿児島労働局職業安定部訓練課

基本奨励金の支給内容、申請方法および提出書類等について

1．支給内容

(1)支給要件

① 支給対象期間内に中途退校した者で、出席率が 80%以上の場合

訓練の受講を取りやめた日(退校日)までの期間に対し、下記 1 の(2)の額を支給します。

② 支給対象期間(申請期間)において、出席率が 80%以上の要件を満たさない場合

出席率が 80%以上の支給単位期間が含まれる場合については、当該期間を支給の対象として審査します。

(2)基本奨励金支給額

支給対象期間(申請期間)における**出席率が 80%以上**の者を基本奨励金の支給対象とします。

① 1 支給単位期間の暦日数が 28 日以上の場合

基礎コース	受講者数×6 万 3 千円
実践コース	受講者数×5 万 3 千円

② 1 支給単位期間の暦日数が 28 日未満の場合

基礎コース	受講者数×3,150 円×訓練実施日数（上限 6 万 3 千円）
実践コース	受講者数×2,650 円×訓練実施日数（上限 5 万 3 千円）

(3)保育奨励金支給額

養育する小学校就学前の子について、1 支給単位期間中 1 人につき **66,000 円を限度**として実費を支給します。

2．申請方法

(1)分割申請の場合

① 1 回目の申請期限

訓練の開始日から 3 ヶ月経過後、3 ヶ月を経過する応当日から起算して 1 ヶ月を経過する日まで。

例１　訓練期間が 11/7～3/31 までの場合

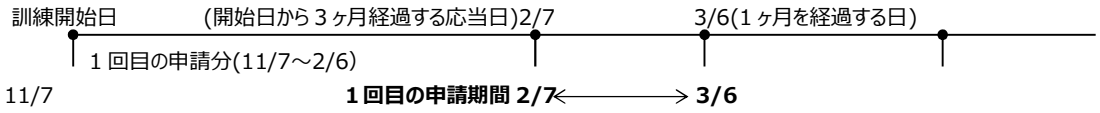

②　２回目の申請期限

残りの実施期間が３ヶ月未満のときは、訓練終了日の翌日から起算して１ヶ月を経過する日まで。

例２　訓練期間が 11/7～3/31 までの場合

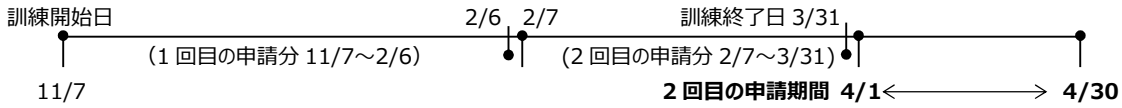

(2)一括申請の場合（訓練実施機関が希望する場合）

①　申請期限

訓練終了日の翌日から起算して１ヶ月を経過する日まで。（上記（１）の② 例２ に同じ）

(3)申請に必要な提出書類

①　認定職業訓練実施基本奨励金(保育奨励金、実習奨励金、情報通信機器奨励金、職場見学等奨励金)支給申請書（様式 A-31）

②　求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書(様式 A-21)の写し

③　受講者出欠報告書　総括票(様式 A-32)

④　受講者出欠報告書　内訳票(様式 A-32:別添)の写し　（全頁に受講者本人の署名があるもの）

※e ラーニングコースの場合は、「A-32 参考様式」および「参考様式 11 受講時間整理表」をあわせてご提出ください。

※報告書に疑義がある場合、原本の提出を求め、実地検査を行う場合があります。

⑤　出席簿(様式 A-20-1)の写し又は受講時間管理簿（様式 A-20-2）の写し

⑥　訓練カリキュラム(様式 A-9) の写し

※認定様式第５号です。認定後に変更があった場合は、変更後の最新の書類をご提出ください。

⑦　日別計画表(認定様式第６号)

※認定後に変更があった場合は、変更後の最新の書類をご提出ください。

◆該当する場合に添付する書類◆

①　中途退校者の証明書類

・やむを得ない理由

退校届(実施様式２)および、やむを得ない理由の証明書

※就職による退校者は、就職状況報告書(様式 A-14)の写しも併せてご提出ください。

・やむを得ない理由以外

退校届(実施様式２)の写し

・退校処分者

中途退校者報告書(様式 C-10)の写し

②　求職者支援法に基づく職業訓練に係る変更届出書(様式 A-13)の写し

※カリキュラム等の変更があった場合、機構鹿児島支部へ提出した**機構支部の受理印が押印された写し**をご提出ください。

③　感染症による欠席した日を訓練実施日から除外する特例措置に該当する受講者がいる場合

医療機関の証明書の写しおよび申告書(様式 A-39)

④　欠席した日を訓練実施日から除外する特例措置に該当する受講者がいる場合

当該事実が確認できる証明書(写し)

・母子家庭の母または父子家庭の父が小学校就学前の子を扶養している場合で、その子の傷病について看護を必要とする場合（同居の親族がいる場合を除く）

・大規模災害等で通学が困難となった場合

・裁判員に選任された場合

・ハローワークに指示された求職活動を行う場合等

⑤ 企業実習を実施した場合

受講者実習先一覧および受講者実習先出席簿の写し

⑥ 労働保険事務組合を通じて「労働保険料」を納入している訓練実施機関

納入記録の確認のため次の証明書を提出してください。

当該奨励金支給申請する訓練の認定申請受付期間の初日から、訓練奨励金の支給申請日までの間に納付期限が設定されている労働保険の納入を証明できるものであることが必要です。

・労働保険事務組合が発行した「労働保険料納入通知書」の写し

・労働保険事務組合が発行した「労働保険料領収書」の写し

また、実施機関の主たる事業所とは別に、訓練実施施設が労働保険の適用事業所となっている場合、当該訓練実施施設分を確認します。

⑦ 託児サービスを実施した場合

・託児サービス提供機関としての要件を確認できる書類

求職者支援訓練の認定申請時に、機構鹿児島支部に提出した認可証等

・保育の実施に要した経費を証明する書類

出席簿・領収証・請求書等

⑧ 特例措置関係書類

対象コースについては、特例措置による以下の基本奨励金上乗せ制度があります。

・IT 分野

・WEB デザイン

・デジタル分野

・情報通信機器整備奨励金

・実習促進奨励金

・職場見学等促進奨励金



詳細については、リーフレット「認定職業訓練実施奨励金の支給申請のご案内」をご確認ください。

付加奨励金の支給内容、申請方法および提出書類等について

１．支給内容

(1) 支給要件

基本奨励金の支給対象となった実践コースが申請できます。また、訓練終了後３か月経過時点における雇用保険適用就職率が一定の基準を満たした場合に支給します。

※訓練終了日に６５歳以上の者は、分母および分子から除外して算定します。

【雇用保険適用就職率】

$$\frac{\text{分子（訓練修了者のうち就職した者※＋就職を理由として中途退校した者）}}{\text{分母（訓練修了者＋就職を理由として中途退校した者）}}$$

※『就職した者』とは
訓練が終了した日から起算して３ヶ月を経過する日までの間に、下記に該当した者をいいます。
・雇用保険の一般被保険者となった者
・労働者を雇用する事業主（雇用保険の適用事業の事業主）となった者

(2) 雇用保険適用就職率の区分および支給額

① 雇用保険適用就職率が３５％以上６０％未満の場合

１支給単位期間	修了者等１人 **１万円**
１支給単位期間の日数が 28 日未満	修了者等１人**日額 500 円**(1 万円を上限)

② 雇用保険適用就職率が６０％以上の場合

１支給単位期間	修了者等１人 **２万円**
１支給単位期間の日数が 28 日未満	修了者等１人**日額 1,000 円**(２万円を上限)

２．申請方法

(1)申請期間

訓練終了日から起算して４ヶ月を経過する日まで。

(例) 訓練期間が 11/7～3/31 までの場合

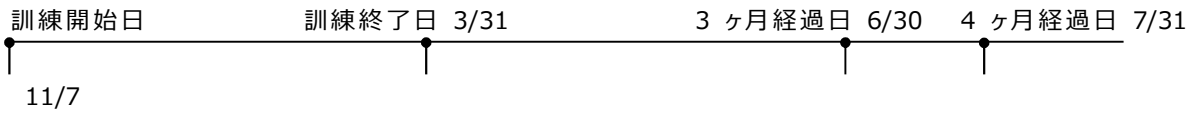

申請期間 3/31←----------→7/30

※労働局および機構鹿児島支部に共通して提出する書類は、**同一の内容**にしてください。

※就職状況の確認期間については、訓練が終了した日の翌日から起算して３ヶ月となります。

(2) 申請に必要な提出書類

① 認定職業訓練実施付加奨励金支給申請書(様式 A-33)

② 求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書(様式 A-21)の写し

③ 基本奨励金支給決定通知書(様式 A-35)の写し（2 回に分けて支給されている場合は全て）

④ 認定職業訓練に係る就職状況報告書(様式 A-15)

⑤ 訓練修了者等が訓練実施機関に提出した就職状況報告書(様式 A-14)の写し

※付加奨励金支給申請書提出後、修了した者から追加回収でき、提出書類の記載内容の修正を希望する場合は、申請期限内に限り受付します。

⑥ 認定職業訓練就職者名簿(様式 A-34)

⑦ 求職者支援訓練修了状況報告書(様式 A-29:別添)の写し

◆該当する場合に添付する書類◆

① 退校届(実施様式２)の写し・・・・・※就職退校者のみ

② 自社等就職の場合

訓練受講者を訓練実施機関自ら、又は関連事業主に雇い入れた場合は、下記の労働条件および２か月間の勤務実態が分かる書類を提出してください。

・雇用した者の労働条件がわかる書類の写し（労働条件通知書等）

・雇用した者の勤務実態がわかる書類（出勤簿、賃金台帳等）

確認した結果、週労働時間が 20 時間未満の場合は、付加奨励金の支給に係る就職率の算定において「就職した者」として算定しません。

※元々の週労働時間が 20 時間未満の場合は提出の必要はありません。

③ 労働保険事務組合を通じて「労働保険料」を納入している訓練実施機関

納入記録の確認のため次の証明書を提出してください。

当該奨励金支給申請する訓練の認定申請受付期間の初日から、訓練奨励金の支給申請日までの間に納付期限が設定されている労働保険の納入を証明できるものであることが必要です。

・労働保険事務組合が発行した「労働保険料納入通知書」の写し

・労働保険事務組合が発行した「労働保険料領収書」の写し

また、実施機関の主たる事業所とは別に、訓練実施施設が労働保険の適用事業所となっている場合、当該訓練実施施設分を確認します。

３．不支給等について

対象となる就職者については、労働局において雇用保険の適用状況を確認します。確認の結果、雇用保険適用就職率が基準（①35%以上 60%未満、②60%以上）に達しない場合は、就職率を修正して審査を行います。 このため、申請額と支給決定額が異なる場合や、不支給となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。





注意事項等

１．申請期限の厳守

申請期限までに支給申請が行われなかった場合は、原則として奨励金を受給できません。

必ず申請期限をお守りください。

２．各様式等

(1)各種申請書・奨励金リーフレット

奨励金の申請様式については、厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。

(http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/kyushokusha_shien/shoureikin.html)

また、訓練の開講月に応じた書類を使用してください。

(2)提出書類の変更、追加

確認のために提出書類が変更、追加となる場合があります。皆様方のご協力をお願いします。

3．連絡先

ご不明な点等がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

鹿児島労働局　職業安定部　訓練課

電話：０９９－２９３－１９１５（8:30～17:15）

奨励金申請専用メールアドレス：kunren-kgsm@mhlw.go.jp